

# 事業用大規模建築物について

下関市では一定規模以上の事業用建築物の所有者等(管理者等)に対し、廃棄物の減量などについていくつかの責務を条例で定めています。自身の事業所が事業用大規模建築物に該当するかフロー図で確かめてみましょう。また、事業用特定建築物に該当した場合は条例で定められている義務を確認してみましょう。



お問い合わせ

クリーン推進課ごみダイエット係 **電話:252-7165**

